平成２６年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番５―303号、前住所大阪府堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟108号室
債務者　北島　靖之
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番１―705号
債務者　青木　幸重
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
愛媛県松山市衣山５丁目31番地41
債務者　清水　啓介
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市西喜光地町５番12号　ティアモⅠ―207号
債務者　河野江利子（旧姓筱原）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８３号
愛媛県新居浜市北新町３番221号
債務者　佐伯　節子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市東雲町１丁目１番226号　一の関マンション226号、前住所愛媛県新居浜市高木町５番42号
債務者　南　　和典
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９１号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地４区19棟19号、前住所愛媛県四国中央市寒川町4369番地５
債務者　前谷裕一朗
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９３号
愛媛県新居浜市西泉町３番58号、前住所愛媛県今治市郷桜井３丁目５番27号　プリムローズＡ棟105号
債務者　楽市　麻衣（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７２号
長崎県長崎市古川町８番15―308号、旧住所長崎県雲仙市小浜町雲仙320番地
債務者　荒木　昭子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市本名町1195番地３ガーデンプレイス本名Ｅ棟102号
債務者　川口あすか
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７４号
福島県田村市滝根町菅谷字沼ノ沢171番地
債務者　佐藤真紀子（旧姓矢内）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
福島県田村郡三春町字小浜海道100番地　八雲団地２棟403号
債務者　渡辺　文男
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
福島県白河市白坂三輪台６番地49
債務者　八取　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
福井市若杉３丁目502番地　グリーンカーサＡ101
債務者　山口沙也香
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
福井県坂井市春江町大牧第18号94番地
債務者　藤田　高継
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
福井市文京５丁目４番３号、旧住所兵庫県西宮市北六甲台２丁目10番14号
債務者　伊東　健治
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
福井市上北野２丁目15番１号
債務者　上口　仁志
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係